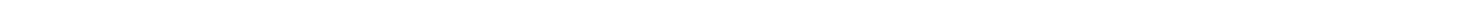


京都府立大学 グラウンド照明設備改修工事(第2期)

図面リスト

No.	図面名称	縮 尺
1	表紙・図面リスト	——
2	特記仕様書	——
3	付近見取図、配置図	A2:1/2500, 1/2000
4	グラウンド照明柱配置図 改修後	A2:1/1000
5	グラウンド照明柱配置図 改修前	A2:1/1000
6	グラウンド照明柱立面図 改修後	A2:1/50
7	グラウンド照明柱立面図 改修前	A2:1/50

		Kyoto Prefectural University 京都府立大学事務局総務課		工事名 京都府立大学 グラウンド照明設備改修工事(第2期)	図 番 No. 1 7 枚の内
		設 計 番 号	設計年度 令和 8 年 9 月		
Ver. R04 (R05.02)					

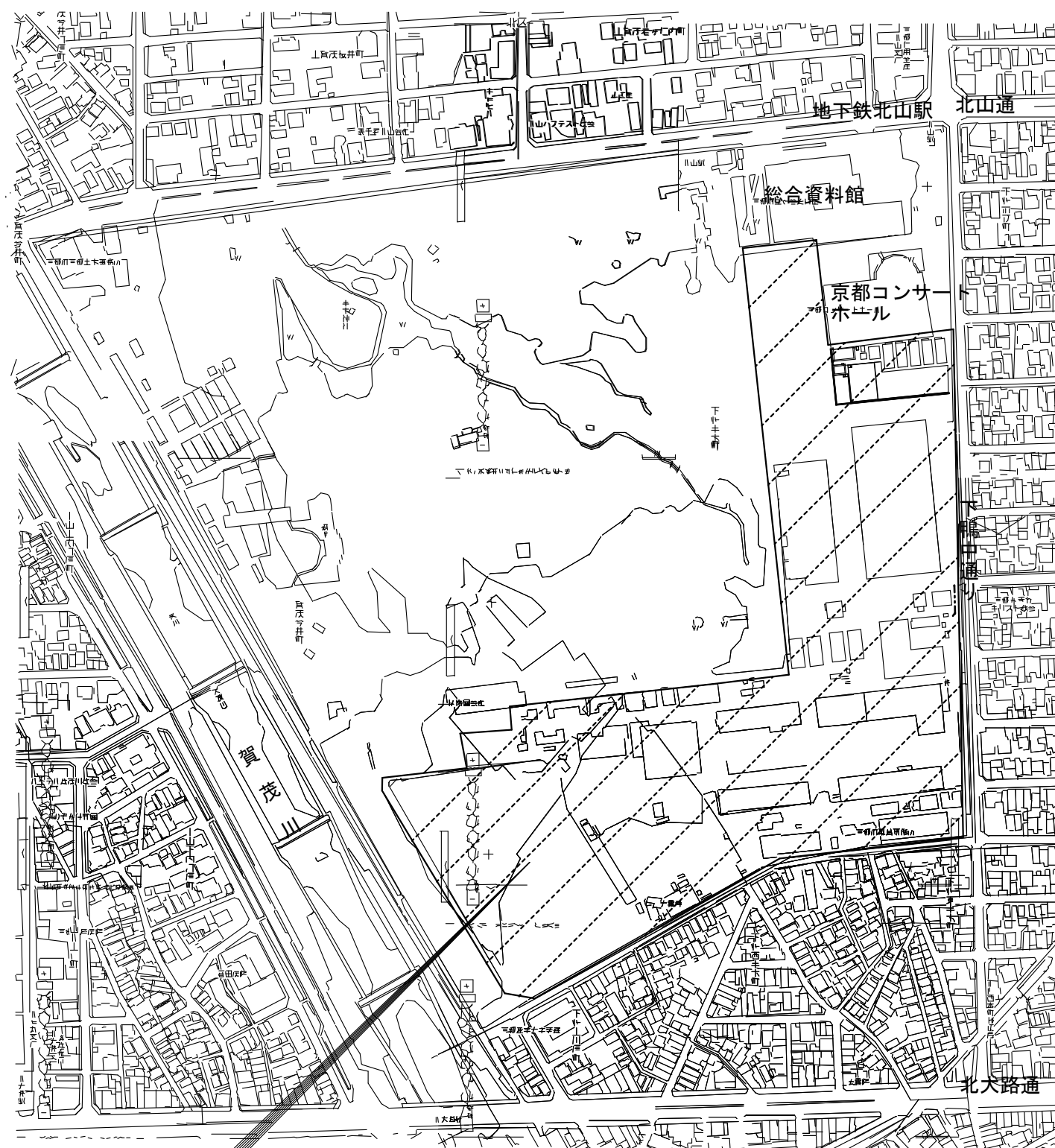
電気設備工事特記仕様書 No.1

【工事概要】					
1 工事場所 京都市左京区下鴨半木町1-5					
2 建物概要					
建 物 名	構 造	階 数	延床面積(m ²)	消防法令別表第一耐震安全性の分類	備 考
グラウンド			29687.08	○甲 ○乙	改修
					全館無人改修
3 工事科目 ●印をついたものを適用し、各一式とする。					
工事科目	建物名称	グラウンド			
電灯設備	●		○		○
動力設備	○			○	○
雷保護設備	○			○	○
受変電設備	○		○		○
電力貯蔵設備	○		○		○
発電設備	○			○	○
構内情報通信網設備	○		○		○
構内交換設備	○			○	○
情報表示設備	○		○		○
映像・音響設備	○			○	○
拡声設備	○		○		○
誘導支援設備	○		○		○
テレビ共同受信設備	○		○		○
監視カメラ設備	○			○	○
駐車場管制設備	○		○		○
防犯・入退室管理設備	○		○		○
火災報知設備	○			○	○
中央監視制御設備	○		○		○
医療関係設備	○		○		○
	○		○		○
構内配電線路	○			○	○
構内通信線路	○			○	○
電波障害調査	○			○	○
撤去工事	●		○		○

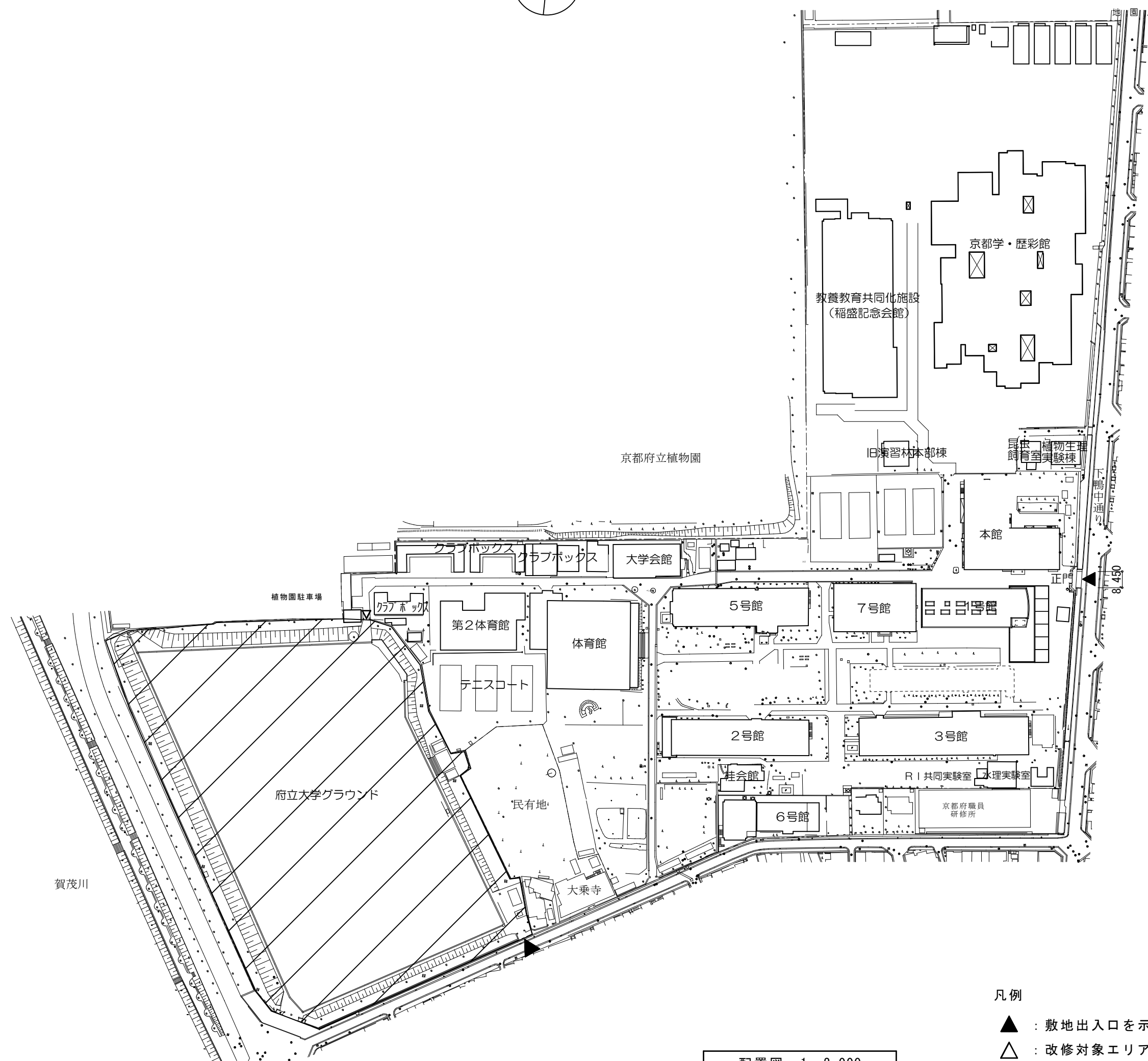
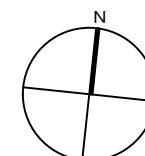
- 【特記事項】
- 1 一般事項
- 1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和7年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」による。
- 2) 工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面及び標準仕様書による。
- 2 特記事項
- 項目及び特記事項は、●印をついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は、※印を適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一	※設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するものまたは、これらと同等のものとす。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。また、〔グ〕印は「京都府庁グリーン調達方針＊」（以下、「グリーン調達＊」という。）の特定調達品目を示す。 ◆京都府ホム‐ヅ 参照 <http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/kankyo.html>
	※機材の品質・性能証明	使用する機材が、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2（2）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。 ただし、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	※現場代理人	本工事の施工に当たっては、請負契約書第10条に規定する現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を選任する。
	※電気工事事	契約電力500kW以上の場合も、第1種電気工事士による施工を行う。
	※工使用電力・水その他	本工事に必要な工使用電力・水などの費用は、引き渡し時までに受注者の負担とする。
二	※官公署への手続き	官公署等への手続きは速やかに行い、それに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
	※工使用仮設備	構内につくることが ※できる ○できない
	※足場・作業構台	別契約の関係者・受注者が設置したものは、無償で使用できる。
	※監督職員事務所	※設置しない ○設置する（○本工事 ○別途）
	※監督職員事務所に備え付ける図書	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ・電気設備工事監理指針 ・電気設備工事施工チェックシート ・建築設備耐震設計施工指針 ・工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編 ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
三	※建設副産物の処理及び建設発生土の処理	○引き渡しを要するもの【 】 右記のほか、 現場説明書による。 ○再生資源利用を図るもの【 】 ○特別管理産業廃棄物 ○PCB使用機器 ○SF6ガス使用機器 ○ ○建設発生土処分 右記のほか、 現場説明書による。 ○構外指定地に搬出処理 ※(一財)城陽山砂利採取地整備公社 ○構内指示場所に敷き均し
	再生資源利用（促進）計画・実施書の提出	詳細は現場説明書による。
	1)「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理計画書」を監督職員に提出する。 2)関係法令等に従い、適正に廃棄物等処理し、「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理報告書」により監督職員に報告する。	
	○アスベスト成形板の処理等（以下のほか、現場説明書による） 施工調査	アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形板使用部位の確認 ・アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ・アスベスト成形板使用数量の確認 ・施工範囲等の確認
	確認範囲	※成形板の製造年等の確認 ○X線解析法
四	処理方法	※非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。

	項 目	特 記 事 項
一 		



付近見取図 1/2, 500



配置図 1 : 2,000

- : 改修対象エリアを示す

